（別記様式第１号）

計画作成年度	令和３年度
計 画 主 体	大　崎　市

大崎市鳥獣被害防止計画

＜連絡先＞
担 当 部 署 名　　大崎市産業経済部農村環境整備課
所　　在　　地　　大崎市古川七日町１番１号
電　話　番　号　　０２２９－２３－２３１８
ＦＡＸ番号　　０２２９－２３－７５７８
メールアドレス　　nouson@city.osaki.miyagi.jp

１．対象鳥獣の種類，被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンザル，ツキノワグマ，イノシシ，ニホンジカ，タヌキ，ハクビシン，ハシブトガラス，ハシボソガラス，カルガモ，スズメ，カワウ
計画期間	令和４年度～令和６年度
対象地域	宮城県大崎市

（注）１　計画期間は、３年程度とする。
　　　２　対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

２．鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

（１）被害の現状（令和２年度）

鳥獣の種類	被害の現状		備考
	品　目	被害数値	
ニホンザル	野菜等	被害面積　3.0ａ 被害金額　283 千円	
ツキノワグマ	水稲，果樹，飼料作物，野菜	被害面積　58.0ａ 被害金額　221 千円	
イノシシ	水稲，飼料作物，野菜	被害面積　481.0ａ 被害金額　5,824 千円	
ニホンジカ	水稲，果樹，野菜	被害面積　ａ 被害金額　千円	
タヌキ	野菜等	被害面積　ａ 被害金額　千円	
ハクビシン	果樹，野菜	被害面積　ａ 被害金額　千円	
ハシブトガラス ハシボソガラス カルガモ スズメ	小麦，豆類，果樹	被害面積　72.0ａ 被害金額　724 千円	
カワウ	アユ，ヤマメ，ウグイ，サケ等	被害量　540　kg 被害金額　743 千円	

（注）　主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

（２）被害の傾向

・ニホンザル
　本市においては平成 23 年度以降，群れの生息は確認されていないが，被害が少ない地域への移動により，今後出没する可能性がある。
・ツキノワグマ

市内全域で確認されており，出没回数も年々増加傾向にある。
被害はデントコーン等の飼料作物が最も多く，果樹や野菜，養魚等の被害もあり，人家周辺での目撃情報も増え，人身被害も懸念される。

・イノシシ
個体数の増加とともに捕獲頭数も増えているが，それ以上に水稲や野菜，掘り起こし等，農地被害も拡大している。

・ニホンジカ
市全域において目撃情報が増え，今後，農林作物被害の拡大が懸念される。

・カワウ
近年，江合川，鳴瀬川流域で地元漁業協同組合が放流する時期に，アユの稚魚等の水産物の捕食被害が増えている。

・その他
タヌキ，ハクビシンによる住宅及び住宅周辺農地の農作物被害や生活環境被害，春から秋にかけてハシブトガラス，ハシボソガラス，カルガモ，スズメによる水稲及び野菜等への被害も市全域で確認されており，被害が拡大傾向にある。

（３）被害の軽減目標

指標	現状値（令和２年度）	目標値（令和６年度）	備考
ニホンザル	被害面積 3 a 被害金額 283 千円	被害面積 1 a 被害金額 93 千円	
ツキノワグマ	被害面積 58 a 被害金額 221 千円	被害面積 46 a 被害金額 176 千円	
イノシシ	被害面積 481 a 被害金額 5,824 千円	被害面積 384 a 被害金額 4,660 千円	
ニホンジカ	被害面積 － a 被害金額 － 千円	被害面積 － a 被害金額 － 千円	
タヌキ	被害面積 － a 被害金額 － 千円	被害面積 － a 被害金額 － 千円	
ハクビシン	被害面積 － a 被害金額 － 千円	被害面積 － a 被害金額 － 千円	
ハシブトガラス ハシボソガラス カルガモ スズメ	被害面積 72 a 被害金額 724 千円	被害面積 57 a 被害金額 579 千円	
カワウ	被 害 量 540 kg 被害金額 743 千円	被 害 量 432 kg 被害金額 594 千円	現状値 2021 年度

（注）１　被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
２　複数の指標を目標として設定することも可能。

（４）従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	・宮城県猟友会大崎支部（古川分会，玉造分会，遠田西分会），大崎市鳥獣被害対策実施隊による被害鳥獣の捕獲 ・箱わな，小型獣捕獲器の導入	・鳥獣被害対策を担う大崎市鳥獣被害対策実施隊の隊員数は増えてきているが，大型獣の捕獲を行える狩猟者など，新たな担い手の確保とそれに伴う技能向上を図る体制づくりや，わな猟における，錯誤捕獲の対応，見回り，箱わなの給餌等が負担となっている。
防護柵の設置等に関する取組	・ニホンザル対策 捕獲檻等の設置 ・ツキノワグマ対策 農地への電気柵の設置 ・イノシシ対策 農地への電気柵の設置及びワイヤーメッシュ柵，金網柵等の侵入防止柵の設置 ・カワウ対策 漁業協同組合で花火弾を使用して追払いの実施 ・その他鳥獣対策 刈払い等の環境整備やフェンス・柵などの物理的防護，ＣＤ・鳥追いテープ・忌避剤など効果的なものを農地周辺に設置	・侵入防止物理柵については一定程度，地域合意で取り組まれているが，電気柵については，個人での設置が多く，設置していない農地への被害が増えている。 ・花火弾や忌避資材等の使用についての効果は一過性でしかなく，抜本的な被害防止までは至っていない ・被害発生地域一円を網羅する柵の設置等，地域合意による対策が急務であることから，今後も被害防止に向けて更に設置を進めていく必要がある。
生息環境管理その他の取組		

（注）１　計画対象地域における、直近３ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

２　「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。

３　「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。

４　「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

（５）今後の取組方針

・ニホンザル
　生息頭数の増加に伴う個体群の遊動域の拡大により，被害が少ない地域への被害拡大が危惧されることから，被害を未然に防ぐために，地域ぐるみで被害対策を実施していく体制づくりを整備していく
・ツキノワグマ
　被害が多く発生する地域に存在する飼料作物畑や果樹園においては，電気柵等の設置による被害防止に努めるとともに，放棄果樹や廃棄農産物などの誘引要素を排除する取組も行っていく
　また，農林業水産業被害以外にも人畜等への被害の未然防止を図るため，被害痕や足跡，目撃情報などを的確に把握し，地域住民への周知及び注意喚起により，被害防止のための必要な措置を講じていく
・イノシシ
　個体数の増加に伴い，鳥獣被害対策実施隊による銃器やわなでの捕獲頭数を増やし，また，耕作地への侵入を防ぐ対策として，侵入防止物理柵や電気柵，ＩＣＴ捕獲システムの実証試験など適切な防除対策と生息域周辺の適正な環境管理により，農作物被害の軽減に努めていく
・ニホンジカ
　個体の生息域は市内全域で確認されており，今後の被害拡大を未然に防ぐため，鳥獣被害対策実施隊による銃器及びわなによる捕獲を実施していく
・タヌキ，ハクビシン
　市内全域で広範囲に生息しており，野菜や果樹等の農作物被害のみならず，住宅地に出没し，生活環境被害も多く発生していることから，箱わなによる捕獲を実施していく
・ハシブトガラス，ハシボソガラス
　毎年春と秋に鳥獣被害対策実施隊による銃器にて予察捕獲を実施しており，一定程度の効果が期待されるため，今後も継続して被害箇所を重点に実施していく
・カワウ
　江合川，鳴瀬川流域での内水面水産物の被害が多く発生しており，漁業協同組合等関係者が花火弾等による追い払いと併せて鳥獣被害対策実施隊による銃器での駆除も実施していく

（注）　被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。（ICT（情報通信技術）機器やGIS（地理情報システム）の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。）。

３．対象鳥獣の捕獲等に関する事項

（１）対象鳥獣の捕獲体制

対象鳥獣の捕獲は，鳥獣被害防止特措法に基づき，大崎市鳥獣被害対策実施隊による被害防止の実践的活動を実施するための捕獲体制を構築 現在，大崎市内 7 分隊 151 人 また，タヌキ，ハクビシン等の被害対策については，農林業者が自ら当該敷地内において捕獲する際に，設置場所の選定や設置方法等について鳥獣被害対策実施隊員による技術指導ができる体制づくり

（注）１　鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。

２　対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。

３　捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

（２）その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和４年度 ～ 令和６年度	ニホンザル ツキノワグマ イノシシ ニホンジカ タヌキ ハクビシン	・箱わな，くくりわな等の捕獲機材の導入 ・ＩＣＴ捕獲システムを活用した捕獲活動の実施 ・被害対策，捕獲技術に関する地域住民及び実施隊員を対象とした研修会の開催
	ハシブトガラス ハシボソガラス カルガモ スズメ	・鳥獣被害のおそれが見込まれる場合には，鳥獣被害対策実施隊による予察駆除を実施し，被害が発生した場合は対処駆除を実施する。
	カワウ	・追払いの実施や銃器による駆除

（注）　捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

（３）対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
・対象鳥獣の捕獲計画については，宮城県第１３次鳥獣保護管理事業計画に基づき，対象鳥獣による被害状況や個体分布，捕獲実施状況等の現状を踏まえ，捕獲計画数等を設定する。 ・ニホンザルについては，加美ポピュレーションと隣接していることから，第五期宮城県ニホンザル管理計画による生息状況調査等を参考に市内で被害等が発生した場合

に設定する。 ・イノシシ・ニホンジカについては，今後個体数の増加が見込まれることから捕獲実績を踏まえ設定する。 　また，それ以外の対象鳥獣についても状況を見極めながら捕獲計画数を設定する。

（注）　近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和４年度	令和５年度	令和６年度
ニ ホ ン ザ ル	０頭	０頭	０頭
ツキノワグマ	－頭	－頭	－頭
イ　ノ　シ　シ	１，５００頭	２，０００頭	２，０００頭
ニ ホ ン ジ カ	４０頭	７０頭	１００頭
タ　　ヌ　　キ	５頭	５頭	５頭
ハ ク ビ シ ン	５頭	５頭	５頭
ハシブトガラス ハシボソガラス	３５０羽	３５０羽	３５０羽
カ　ル　ガ　モ	２００羽	２００羽	２００羽
ス　　ズ　　メ	１００羽	１００羽	１００羽
カ　　ワ　　ウ	５０羽	５０羽	５０羽

（注）　対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
・ニホンザル，ツキノワグマ，イノシシ及びニホンジカについては，被害の実態に即して，銃器，箱わな・くくりわなを用いた捕獲を行う ・タヌキ及びハクビシンについては，一年を通して市内全域において，箱わなを用いた捕獲を行う ・ハシブトガラス，ハシボソガラス，カルガモ及びスズメについては，市内全域の水田等において，銃器を用いて４月・５月に春の予察駆除，９月に秋の予察駆除を実施し，被害が見込まれる地域を重点的に行う ・カワウについては，江合川・鳴瀬川流域において，被害の実態に即して銃器を用いて駆除を行う。

（注）１　わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
　　　２　捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
該当者なし

（注）　被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持

させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

（４）許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
大崎市	ニホンジカ

（注）１　都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号。以下「法」という。）第４条第３項）。

２　対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

４．防護柵の設置等に関する事項

（１）侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和４年度	令和５年度	令和６年度
ニホンザル ツキノワグマ イノシシ ニホンジカ	・ワイヤーメッシュ柵 13,300m	・ワイヤーメッシュ柵 20,000m	・ワイヤーメッシュ柵 20,000m

（注）１　設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

２　侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

（２）侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和４年度	令和５年度	令和６年度
ニホンザル イノシシ ニホンジカ	・追上げ，追払い活動の体制整備 ・農作物収穫残渣や放棄果樹等の除去や追払い用花火弾等の購入による自己防衛の強化	・追上げ，追払い活動の体制整備 ・農作物収穫残渣や放棄果樹等の除去や追払い用花火弾等の購入による自己防衛の強化	・追上げ，追払い活動の体制整備 ・農作物収穫残渣や放棄果樹等の除去や追払い用花火弾等の購入による自己防衛の強化

（注）　侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

５．生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和４年度 ～ 令和６年度	ニホンザル イノシシ ニホンジカ	・有害鳥獣の生息状況及び行動域に関する調査の実施 ・近隣市町村の個体群や群れの遊動域の情報の共有と効率的な追払いの実施 ・被害拡大地域における現地研修会や捕獲技術講習会等を開催し，被害防止対策の普及啓発及び各種情報の発信を行う ・イノシシ捕獲用箱わなの購入 ・ＩＣＴ捕獲システムを活用した捕獲活動 ・一般市民や農林業者に対する鳥獣被害防止対策への支援

（注）　緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

６．対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

（１）関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
大崎市	関係機関との連絡調整
宮城県北部地方振興事務所	捕獲に係る指導及び支援
古川警察署・鳴子警察署	周辺警備
大崎市鳥獣被害対策実施隊	有害鳥獣捕獲の実施
宮城県猟友会大崎支部	鳥獣捕獲の実施

（注）１　関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。

２　役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

３　対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

（２）緊急時の連絡体制

（注）　緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

○ 通報・連絡体制

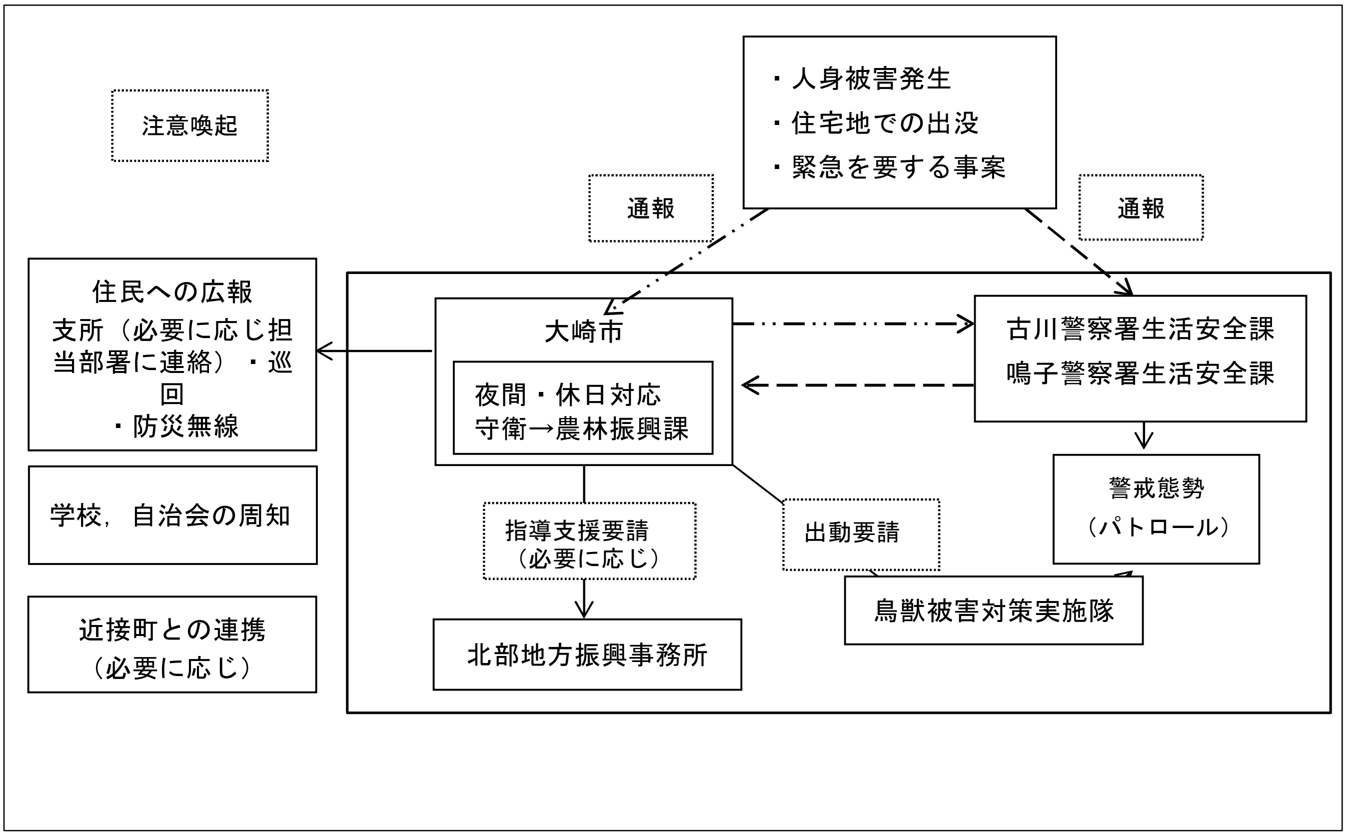

○ 捕獲体制（現地）

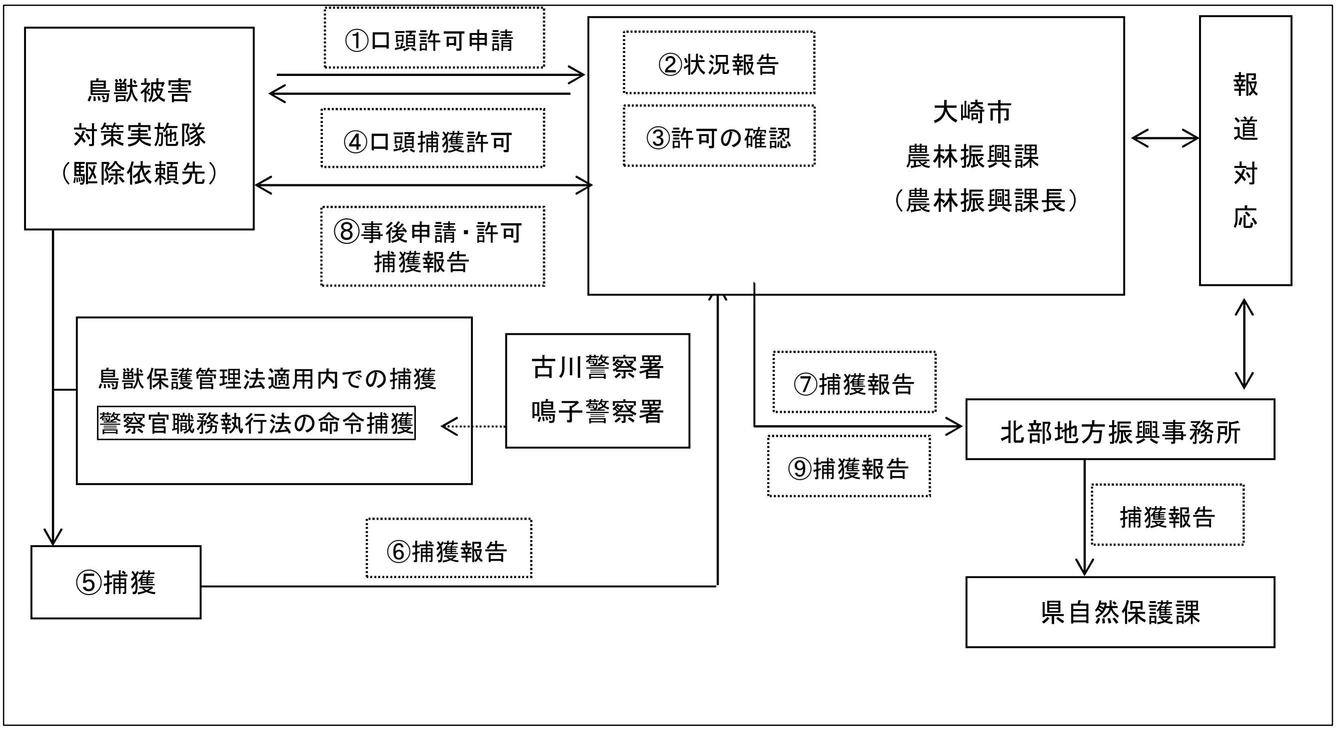

７．捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

・焼却処分する場合は，焼却施設の指示に従って処理する。 ・捕獲現場での埋却処理する場合は，法令遵守に努め，適正に処理する。 ・カワウの捕獲個体は，胃の内容物分析を関係機関に依頼し，被害量・被害金額の把握に努める。 ・捕獲個体を迅速に適正に処理するため，新たに生物処理技術を用いた減容化施設を整備し，処理の効率化と捕獲者の負担軽減を図る。

（注）　適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

８．捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

（１）捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	・食肉処理加工施設において製造された食肉を部位ごとにレストランや飲食店，ホテル，観光施設等に食材としての提供や加工食品として販売する。
ペットフード	・食肉処理加工施設において，食品として食用に適さない肉は，ペットフード用原料として専門製造業者等に販売する。
皮革	・今後，利活用について，検討していく。
その他 （油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等）	・今後，利活用について，検討していく。

（注）　利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

（２）処理加工施設の取組

食肉処理加工施設を整備することにより，有害鳥獣捕獲個体の有効活用を図ることで，被害軽減とジビエによる新たなブランド化と地域振興につなげていく ・年間処理目標頭数：500 頭 ・運営体制：公設民営 ・衛生管理体制：食品衛生法及び野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針を遵守し，国産ジビエ認証の取得，解体処理残渣の適切な処理，国や県と連携した放射能検査及び豚熱検査の実施など衛生管理の徹底を図る。

（注）　処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

（３）捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

有害鳥獣捕獲を担う大崎市鳥獣被害対策実施隊員のジビエ食肉に適した捕獲や止め刺し，捕獲場所からの迅速な運搬などの技術研修の実施による実施隊員の育成。ジビエ食肉用捕獲マニュアルの作成。 ジビエ食肉処理加工に携わる者への食品衛生養成講座の受講等による衛生管理技術の向上。

（注）　処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

９．被害防止施策の実施体制に関する事項

（１）協議会に関する事項

協議会の名称	大崎市有害鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
大崎市	協議会の総括・事務局を担当し，協議会に関する連絡調整及び事業運営を担う
宮城県北部地方振興事務所	有害鳥獣対策関連の情報提供及び被害防止対策の指導・支援を行う
古川農業協同組合 新みやぎ農業協同組合 いわでやま事業本部 みどりの事業本部	農作物被害状況等の情報収集及び組合員に対する鳥獣被害防止に関する各種情報の提供・指導を行う
宮城県農業共済組合 大崎支所 六の国支所	農作物被害状況等の情報収集及び組合員に対する鳥獣被害防止に関する各種情報の提供・指導を行う
大崎森林組合	林業被害状況等の情報や，有害鳥獣の生息行動等に関する情報の提供を行う
宮城県猟友会大崎支部	有害鳥獣の捕獲に係る情報や有害鳥獣の生息状況に関する情報の提供及び担い手育成確保を担う
江合川漁業協同組合 鳴瀬吉田川漁業協同組合	内水面水産物被害の情報や，カワウ生息状況等に関する情報の提供を行う

（注）１　関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
　　　２　役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

（２）関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
宮城県猟友会大崎支部有害鳥獣捕獲隊	地域の被害状況の把握及び有害鳥獣の捕獲の実施，被害防止等についての協力・支援
宮城のサル調査会	ニホンザルの生態や生息状況調査等の情報提供及び被害防止対策に関する分析評価に伴う助言・指導

（注）１　関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

２　役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
３　協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

（３）鳥獣被害対策実施隊に関する事項

大崎市鳥獣被害対策実施隊を平成２８年度に設置し，隊員数は市内７地域７分隊１５１人(令和３年現在)で組織され，被害防止計画で定める鳥獣の捕獲，処理及び鳥獣の被害状況調査等を担う

（注）１　被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
２　鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

（４）その他被害防止施策の実施体制に関する事項

・ツキノワグマ，イノシシ，ニホンジカ，ハシブトガラス，ハシボソガラス，カルガモ，スズメ，カワウの捕獲については，大崎市鳥獣被害対策実施隊による捕獲の実施及びそれに伴う隊員研修会を開催し，捕獲技術・知識の向上に努める。 ・ニホンザルについては，個体数増加による分裂や遊動域の拡大が予想される場合は，近隣市町村と連携し，捕獲や追払いの体制整備を図る。 ・ハクビシン，タヌキについては，被害を受けている農業者等に対し，環境整備や物理的防護を指導したうえで，箱わなの貸し出しを行う

（注）　将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

有害鳥獣被害防止施策の実施にあたっては，宮城県第１３次鳥獣保護管理事業計画及び第二種特定鳥獣管理計画等，宮城県と大崎市の計画との整合性を図りながら実施する。

（注）　近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。